

## 令和3年度 福井市スポーツ少年団 基本指針ならびに活動方針

### はじめに

福井市スポーツ少年団は、スポーツ少年団のあり方や方向性について、「次代を担う健全なからだところを持った青少年の育成」という基本理念をふまえ活動を続けています。

この理念に基づき、福井市スポーツ少年団は以下のように提言します。

#### 1. 地域に認められるスポーツ少年団

スポーツ少年団は、「スポーツを通じて、青少年のからだところを育てる組織を地域社会の中に！」と願い創設されました。地域に住む子どもたちが、スポーツ少年団活動や地域活動を通じて、連帯感や社会性を育むことが期待されています。そのためにも、スポーツ少年団活動が、地域住民と協力し合い、共に助け合う地域に根ざした活動であることを念頭におくことが必要です。

また、子どもたちは団員である前に、家庭や学校や地域の一員であるということを第一に考えなくてはなりません。自分の自由時間の使い方を、家庭や学校・地域社会の行事や計画と調整しながら組み立てることが大切です。

今後、地域に認められるスポーツ少年団を育てるために、スポーツ少年団の活動が、子どもたちの自主的な活動であるのはもちろんのこと、その保護者を含む育成母集団からの期待も考慮しながら、地域に住む全ての人たちから認められる活動でなくてはならないのです。

#### 2. 学校に認められるスポーツ少年団

学校・保護者・地域・行政とで設置する、福井市スポーツ推進審議会において、子どもたちのスポーツ環境について、協議を行ってきました。この中で、一部のスポーツ団体において、学校生活よりもスポーツ活動を優先している実態があることがわかりました。

このようなことから、福井市スポーツ少年団は、行政の協力を得ながら、学校に対し、スポーツ少年団の理念や考え方など理解を求めていきますので、各単位団も、最優先すべきは学校生活であり勉強であることを再認識し、学校に認められるような活動を行なってほしいと思います。そして、「スポーツ少年団に登録している団なら大丈夫」と、いわれるような体制を築いていくことが求められます。

#### 3. スポーツを継続可能な環境を確保できるスポーツ少年団

スポーツ少年団活動でスポーツの楽しさを知り、中学校でも続けたいと思う子どもたちは沢山いると推察しています。

日本スポーツ少年団も高校3年生まで登録が可能とし、広くスポーツ少年団活動することを推奨していますが、本市においては小学校の卒業後は中学校のクラブ活動に依存しているのが現状です。ただ、中学校では教員の働き方改革や児童数の減少などから、多種多様なクラブ活動を継続できる環境がない場合もあります。

このことから、子どもたちが望むスポーツを、中学生になっても継続できる環境を作っていくことがスポーツ少年団に求められる役割の一つとして捉えております。

そのため、中学校、中体連、競技団体、行政などと連携しながら、まずは実態調査を行います。その調査の結果、必要と判断されたときは関係団体等と協議しながらルール作りを行い、スポーツ少年団で継続して活動する子どもたちが日々の練習の成果を発揮できる機会を提供できるよう努力します。

#### 4. 他団体との関連

スポーツ少年団は公益的な組織です。その活動は、全ての子どもたちに門戸が開かれたもの

でなくてはなりません。また、その活動を「子どもたちが健全に育っていくために必要なプログラム」という視点に立って考え、子どもたちにスポーツだけでなく様々な経験をさせることが大切です。そのために、他の青少年育成団体と協調のとれた活動を意識する必要があります。

## 5. 競技スポーツとの関連

当然のことながら、スポーツには勝敗がつきものですが、競技スポーツの低年齢化と早期のエリート養成、それに伴う様々な心身への弊害はスポーツによる健全育成と生涯スポーツの推進という観点からあまりにも多くの問題を含んでいます。個々の少年が技能の向上を願い、記録に挑戦することは自然な行為であり、それを指導者や保護者が支援することは大切なことです。

スポーツ少年団活動は、少なくとも生涯スポーツにつながるように、子どもたちにとってそのスタートラインにふさわしい出会いでなければなりません。その実現のためには、スポーツ少年団と各種目競技団体との合意と連携が求められます。

## 6. 組織の充実と人材の発掘

これからの次代を担い、社会から期待される人間像は、いうまでもなく、限りなくスポーツを愛し心身ともに健全なスポーツマンシップと国際感覚を持った人材です。スポーツ少年団はそういった人材を育成できる組織です。

長年スポーツ少年団に生きてきた「理念」と活動を継承していくために、真に地域に根づいた組織と活動を拡大・充実しなければなりません。よりよいプログラムを提供できる指導者やリーダーの養成と確保、その資質の向上を図ることが大切です。

## 7. 日本スポーツ少年団登録・公認スポーツ指導者の普及

“公共の場”において、スポーツ活動できることは“社会性”を理解した団体であることが存続理由の一条件であります。

<社会性>とは

- 1 地域に存在が認められているか
- 2 団員の生涯の成長を認識し活動しているか
- 3 他の団体に迷惑をかけていないか
- 4 団員・指導者・育成母集団に重い負担になっていないか
- 5 指導者の研鑽を積んでいるか

非登録団体・非公認指導者に対し、“真のスポーツ少年団”を働きかけ、日本スポーツ少年団の理念の下、共通認識と理解を深め、現在発生している諸問題の解決を図るよう努力していきます。

## 8. スポーツ少年団における有資格者（「スポーツ少年団の理念」を学んでいること）の複数名（2名以上）配置

現在、各単位団では、少なくとも2人の指導者が日本スポーツ少年団の定める指導者資格（認定員・認定育成員）をもち、子どもたちのスポーツ指導にあたっています。

しかし、令和2年度からその登録規程等が変わりました。子どもの安全で楽しいスポーツ活動のために、1つの団で2名以上の指導者が資格（コーチングアシスタント、スタートコーチ（スポーツ少年団）・スタートコーチ（スポーツ少年団）インストラクター）をもつことが義務付けられます。

認定員・認定育成員の資格をお持ちの方は、JSPO 公認コーチングアシスタントへの移行手

続きをお願いします。

※Sport Japan vol47 2020年01-02月号 P56 掲載一部内容※ [詳細は掲載を参照ください]  
令和6(2024)年度時点で「JSPO 公認コーチングアシスタント」として認定されるためには、  
令和5(2023)年11月30日までに「JSPO 公認コーチングアシスタント」への移行(免除)  
申請手続きを完了いただく必要があります。

## まとめ

福井市スポーツ少年団として、行政機関をはじめ、地域社会、学校、家庭、各競技団体、社会教育団体等と連携・協力し、この指針をもとに今後の活動を推進していきたいと考えています。

さらに、スポーツ少年団の「理念」が指導者や保護者・地域社会により一層広く浸透していくことを期して、育成母集団研修会の工夫や広報活動の充実に努めていきたいと思ひます。また、地域社会から期待される人材の育成を目指して、指導者の資質の向上とリーダー養成をさらに支援していきたいと思ひます。